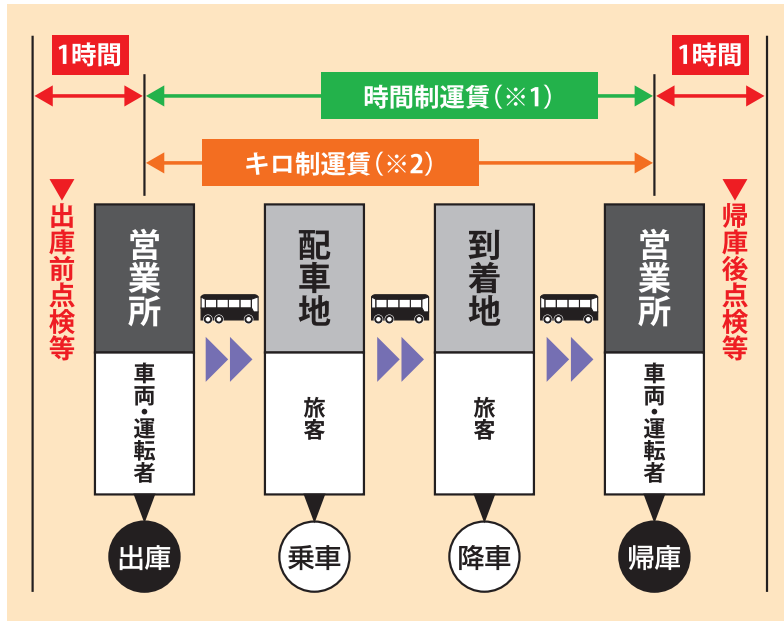


時間・キロ併用制運賃の考え方



時間制運賃の最低保障

時間制運賃の最低運賃(3時間)を維持しつつ、出庫前・帰庫後の点検時間として2時間を全ての運行に加算します。

※1 時間制運賃

●3時間運行の場合

$5(\text{時間}) \times (\text{時間あたり運賃}) = (\text{時間制運賃})$

●10時間運行の場合

$12(\text{時間}) \times (\text{時間あたり運賃}) = (\text{時間制運賃})$



※2 キロ制運賃

出庫から帰庫までの回送を含めた距離

安全・安心な貸切バスを選びましょう

～利用者が安心できる貸切バスのガイドライン～

1. 貸切バス事業者の選定に関する留意点

(1) 事業許可

地方運輸局長又は沖縄総合事務局長から「一般貸切旅客自動車運送事業」の許可が必要です。

(2) 営業区域

輸送の安全を確保する為、発地及び着地のいずれかが事業者の営業区域内であることとなっています。

(3) 輸送の安全性等を判断するうえで参考となる情報

①国土交通省の行政処分情報⇒国土交通省ホームページにて確認できます。

②任意保険の加入状況⇒貸切バス事業者は自賠責保険に加え、対人無制限、対物200万円以上の任意保険の加入が義務化されています。

③貸切バス事業者安全性評価制度⇒公益社団法人日本バス協会が、安全性や安全の確保に向けた取組等を点数化して評価し、☆の数で認定・公表しています。

※日本バス協会ホームページにて認定事業者を閲覧できます。

2. 安全に配慮した無理のない旅行行程作成のための留意点

行程は利用者の希望が第一ですが、運行速度、運転者の運転時間や休憩等に配慮が必要です。

①予定走行距離 ②見込まれる運行速度 ③運転時間・休憩時間等

④運転者の休憩場所、駐車場の確保 ⑤交替運転者の確保(長距離、長時間運行の場合)

3. 運送契約に関する留意点

(1) 運送約款の内容の確認

①運送申込み⇒契約を結ぶ者の氏名、連絡先、乗車申込人員、車種別の車両数、配車の日時、場所、行程等

②運賃及び料金⇒バス事業者が地方運輸局へ届出た運賃・料金で契約することが必要です。

(2) 事故・故障等緊急時の対応について

契約責任者の緊急連絡先は運送申込書に記載し、貸切バス事業者の緊急連絡先は運送引受書に記載すること。